

No.	質問	回答
1	戸籍法とはどのような法律ですか	戸籍法は、「国民各人の親族関係を公証する公正証書」である戸籍に関する制度(戸籍制度)について定める法律です。公証とは、特定の事実又は法律関係の存在を証明する行政行為を指します。
2	今回の法改正のメリットは何ですか	氏や名の読み方に法的な根拠を与えることにより、行政サービスのデジタル化の推進、本人確認としての利用、各種規制の潜脱行為の防止の効果が期待できるためです。
3	今回の法改正の注意点は何ですか	他の行政手続等（パスポート等）において既に使用している氏名のフリガナを確認する必要があります。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。また、銀行口座の名義もカタカナで表記されていますが、振り仮名が異なっている場合手続が発生する可能性があります。
4	戸籍とは何ですか	日本国民が出生してから死亡するまでの親族関係（出生、死亡、婚姻など）を登録し、公に証明するための公簿です。日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。戸籍は戸籍法に基づく届出により記録され、本籍地の市区町村に保管されています。
5	戸籍には何が記載されていますか	戸籍には「本籍」「筆頭者氏名」、同じ戸籍に記録されている者の「名」「生年月日」「父、母の氏名」「出生地」「婚姻日」などが記録されています。
6	戸籍謄本とは何ですか	戸籍簿に記録されている全員について証明したものです。平成6年から順次電算化（コンピューター化）が可能となり、現在のコンピュータ化後の戸籍では「戸籍全部事項証明」といいます。
7	戸籍抄本とは何ですか	戸籍に記録されている一部の人について証明したものです。現在のコンピュータ化後の戸籍では「戸籍個人事項証明」といいます。
8	振り仮名がない戸籍は無効ですか	いいえ、振り仮名がない戸籍でも有効です。ただし、今回届出をしない方も、令和8年5月26日以降は、順次振り仮名が戸籍に記載されていきます。
9	通知が届いたがこれは何ですか	令和7年5月26日施行日以降、本籍地から戸籍に記載する予定の振り仮名を通知しています。 通知された振り仮名が間違っている場合は届出をしてください。 例（誤）リョウコー（正）リョウコ 小さいヤユヨが大文字になっている （誤）イガラシ→（正）イカシ 濁点の有無 （誤）ワタナベ→（正）ワタベ 読み間違い など
10	振り仮名の通知書はどのような基準で届きますか	原則として同一戸籍同一住所、4人で1枚のハガキで通知します。そのうち筆頭者が在籍の場合は筆頭者をあて先として、筆頭者が除籍（お亡くなりになっているなど）の場合は配偶者、筆頭者・配偶者ともに除籍（お亡くなりになっているなど）の場合は同一住所を単位として子に郵送されます。
11	住所と異なる所から戸籍の振り仮名についてのハガキが届いたのですが	戸籍の振り仮名の通知は本籍地の市区町村から送付されています。届出は、住民票所在地の市区町村窓口でも可能です。
12	外国人に対して振り仮名の案内は届きますか	日本国籍をお持ちの方が対象となりますので、外国籍の方へは通知されません。（日本に住民票がある外国の方へ案内は届きません。）
13	記載されている振り仮名が正しい場合は何かすることが必要か	振り仮名が正しい場合は手続き不要です。令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されますが、早期の戸籍への記載を希望される方は、フリガナの届出をすることができます。
14	振り仮名を届け出ない場合はどうなりますか	令和8年5月26日以降順次本籍地市区町村により通知した氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。もしご自身の認識と異なる振り仮名が記載された場合は、1回に限り家庭裁判所の許可を得ずに氏又は名の振り仮名の変更の届出ができます。
15	振り仮名を変更する場合、費用はかかりますか	費用はかかりません。郵送で申請する場合は、郵送費用のみご本人負担となります。
16	振り仮名の届出しないと罰則がありますか	振り仮名届出をしなくても罰則はございません。また、手数料もかかりません。 そのような連絡があった場合は、詐欺の可能性がありますので、お近くの警察へご相談ください
17	振り仮名の届出に当たり法務省（市区町村）から金銭を支払うよう電話がありました	振り仮名の届出に当たって、法務省や市区町村が金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺にご注意ください。 またそのような連絡があった場合は、詐欺の可能性がありますので、お近くの警察署へご相談ください。
18	通知書に名前の小さい「ゆ」が大きい「ゆ」で記載されていました。変更は可能ですか	変更できます。住民基本台帳システムに登録する際に本来ならば小さい「ゆ」で登録されるところがシステム上の問題で大きい「ゆ」と登録されてしまっているケースがあります。小文字も含めて正しい振り仮名を届出ください。
19	私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要ありますか	正しい振り仮名が「キョウコ」である場合は届出をする必要があります。また他にも小さい「ヤ」、「ヨ」、「ユ」、「ツ」が正しい振り仮名であり、通知と異なる場合は届出をするようお願いします。

No.	質問	回答
20	届いた通知に子供（又は配偶者）の名前がないのですが	令和7年5月26日以降にお届けいただいた内容は通知に反映されません。なお同日以降にお届けいただいた出生届（帰化届、国籍取得届、就籍届を含む）の場合は、出生届に記入したフリガナを戸籍に記載しますので、別途お手続きは不要です。
21	届出することができないフリガナはありますか	氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。 例えば、(1)漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）、(2)漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付加し、漢字との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方を含む読み方（例：健をケンイチロウ、ケンサマ）、(3)漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方であったり（例：高をヒクシ）、漢字の持つ意味や読み方からすると、別人と誤解されたり読み違い（書き違い）と誤解されたりする読み方（例：太郎をジロウ）など、社会を混乱させるものや、差別的・卑わい・反社会的な読み方など、社会通念上相当とはいえないものは認められないものと考えられます。
22	振り仮名に使用できる文字に制限はありますか	カタカナ及び長音記号「ー」のみです。 法務省HP（ https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow.html ）「2 具体的な届出の方法」の「(3)戸籍に記載する氏名のフリガナについて」のとおりです。
23	長音記号（ー）は使用できますか	一般的に認められる読み方であれば認められる可能性があります。ご不安な場合は現に使用していることがわかる書面（パスポートや預金通帳など）をご用意の上ご相談ください。
24	促音や拗音（ゃ、ゅ、ょなど）は使用できますか	はい、促音や拗音も使用できます。 法務省HP（ https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow.html ）「2 具体的な届出の方法」の「(3)戸籍に記載する氏名のフリガナについて」のとおりです。
25	濁点や半濁点は使用できますか	はい、濁点や半濁点も使用できます。 法務省HP（ https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow.html ）「2 具体的な届出の方法」の「(3)戸籍に記載する氏名のフリガナについて」のとおりです。
26	戸籍筆頭者が亡くなっている場合、氏の振り仮名の届出はどうすればいいですか	戸籍の筆頭者が亡くなっている場合は、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれもその戸籍から除かれたものを除きます）が、氏の振り仮名を届け出ることができます。
27	子どもの名前が間違っているが届出は本人がするのでしょうか	お子さまが15歳未満の場合は親権者等の法定代理人からの届出していただけます。15歳以上のお子さまご本人が届け出ることができますが、未成年の場合は親権者等の法定代理人でも届け出ることができます。
28	振り仮名を代理で申請することはできますか	使者として代理で持参することが可能です。また委任状等も不要です。ただし、届書の署名欄は届出資格のあるご本人の署名が必要です。ご本人のご事情により自署できない場合はお問い合わせください。
29	通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をすることはできますか	一定の要件を満たせば、通知された振り仮名と異なるもので届出をすることもできますが、他の行政手続（旅券、年金など）で登録している振り仮名と異なる振り仮名で届け出ると、他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や公金受取口座等の名義変更が必要になりますのでご注意ください。
30	窓口での届出で必要な持参物は何ですか	〔法施行後に出生届等新たに戸籍に記載される場合〕 一般的な読み方ではない場合は、根拠となる資料や説明ができるようにご準備をお願いします。 〔法施行時点ですでに戸籍に記載されている場合〕 氏名の読み方が一般的に認められているものではない場合には、現にその読み方を使用していることを証する資料（パスポートや預貯金通帳、健康保険証等）を持参いただき、写しを提出していただく必要があります。
31	戸籍の筆頭者と家族の認識が異なる場合はどうすればいいですか	氏の振り仮名に係る届出人は戸籍の筆頭者であることから、筆頭者が単独で届け出た氏の振り仮名が戸籍に記載されることとなります。ご家族と濁点の有無などで振り仮名が異なる場合は、ご相談いただいたうえで氏の振り仮名を届け出いただくようお願いいたします。 (例)武田様 戸籍筆頭者は「たけだ」、ご家族は「たけた」と認識。相談後、筆頭者が氏を振り仮名を「たけだ」で届出→「たけだ」で戸籍や住民票へ記載
32	私の名前は読み方が特殊な振り仮名です。通知の振り仮名が異なっているので、今使っている振り仮名で届け出たいのですがどうすればいいでしょうか	現在までその振り仮名を使用してきた証明が必要となります。例えばパスポート、預貯金通帳、健康保険証、資格確認書等などとなります。

No.	質問	回答
33	外国人名(外国人配偶者や父母の場合)のカタカナ表記に準じた振り仮名は可能ですか	外国人名のカタカナ表記に準じた振り仮名も可能です。
34	振り仮名が正しく記載できているか確認するにはどうすればいいですか	戸籍証明書または、住民票を取得の上、ご確認ください。
35	戸籍や住民票に記載された振り仮名が正しくない場合、どうすればいいですか	令和 8 年5月25日までにご自身でお届けになった振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所で変更の許可を得る必要があります。令和 8 年 5 月 2 6 日以降市区町村長により記載された場合は、1 回に限り家庭裁判所の許可なく変更届をすることができます。
36	氏名のフリガナが戸籍に記載された後、氏名のフリガナを変更したい場合はどうするのですか	(氏のフリガナについて) やむを得ない事由によって氏のフリガナを変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者が、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないものとされています。 (名のフリガナについて) 正当な事由によって名のフリガナを変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないものとされています。 なお、上記にかかわらず、制度開始から 1 年の間にフリガナの届出がないことで、本籍地の市区町村長によって氏名のフリガナが戸籍に記載された場合は、氏名のフリガナについて、1 回に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく届出のみで変更することが可能です。
37	住民票に氏の振り仮名が入っていないが、どうしてですか	戸籍の氏の振り仮名の届出がされていないため、表示されておりません。筆頭者に氏の振り仮名の届出を行っていただくようお願いいたします。
38	住民票に名の振り仮名が入っていないが、どうしてですか	戸籍の名の振り仮名の届出がされていないため、表示されておりません。名の振り仮名の届出を行っていただくようお願いいたします。
39	振り仮名の入った住民票が欲しいのですが、どうしたらいいですか	戸籍の振り仮名の届出を行うようお願いいたします。記載までに時間を要しますので、余裕をもって届出を行ってください。
40	住民票に振り仮名が記載されたら、非表示にすることができますか	非表示にすることができません。